

免許更新者 各位

普通及び特別ボイラー溶接士免許更新の試験鋼材提出と書類申請手続きの流れ

1 試験板への刻印について

(1) 更新申請を行うに当たっては、予め、実技試験に用いる①試験板（所定の形状寸法に裏当て金を溶接した状態に加工したもの：P2・P3参照）と②更新対象免許証を岐阜労働局労働基準部健康安全課（以下「岐阜労働局」という。）に持参してください。①の試験板の状態等の確認後、岐阜労働局で刻印番号の打刻をします（免許の有効期間満了2ヶ月前より受付します）。

なお、打刻番号は岐の後に免許証番号の下三ケタを打ち、その拓本（免許証のコピーの余白部分）を取ります。

(2) 更新対象免許証につきましては、コピー取得後、一旦返却します。

2 試験板への溶接について

溶接は、更新者が打刻番号のある試験板にアーク溶接にて溶接を行ってください。

3 溶接後の機械試験の実施について

(1) 溶接した試験鋼材は、公的機関又は申請者において、曲げ試験を行ってください。

更新者において曲げ試験を行う場合は、JIS Z3122に基づき試験用ジグを用い試験片がU字形になるよう曲げる必要があります。

(2) 自社等に曲げ試験用ジグ等がない場合、曲げ試験のできる岐阜県内の公的機関は、岐阜県産業技術総合センター（関市小瀬1288、電話0575-22-0147）がありますが試験の実施には別途手数料（更新者負担となります）が必要になります。

(3) 可否の判定は岐阜労働局が行います。

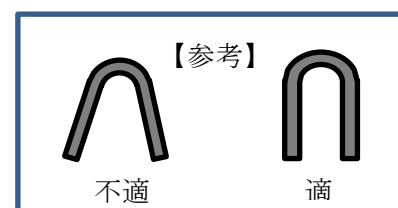
【合格基準】

次に掲げる欠陥を生じない場合は、合格とする（次のいずれかの欠陥がある場合は不合格です。）

- ① 3.2mm以上の割れ又はこれに準ずる欠陥を生じない場合
- ② 割れの長さが3.2mm以下でも、その合計の長さが7mmをこえる場合
- ③ 小割の数が10個以上ある場合
- ④ ブローホールの数が10個をこえる場合
- ⑤ アンダカット、溶込み不良又はスラッグの巻込みが著しい場合
- ⑥ 「3.2mm以上の割れ」の判断にあたっては、アンダカット、内部の割れは問題とするが、熱影響部の割れは問題としないものとし、また、ブローホールを含めて連続した割れの長さともみなす。

※試験片の曲げ方法と提出数

試験の種類	曲げ試験の種類	回数	提出数
特別ボイラー溶接士	側曲げ試験	2回	1本
普通ボイラー溶接士	裏曲げ試験	2回	1本



4 免許更新申請書の提出

曲げ試験を実施後、①試験板に②免許更新申請書及び③更新対象免許証を添えて、有効期間満了日の1か月前から受付しますので、有効期間満了日までに岐阜労働局まで提出してください。

※試験鋼材を作成できるのは1回限りです。曲げ試験の結果により不合格となった場合には、提出を受けた③更新対象免許証については返却いたします。

なお、更新できない場合、有効期間満了後に、中部安全衛生技術センターにて実技試験の受験が可能ですので、参考にしてください（学科試験は免除可能：免許受験申請書参照）。

申請書類に添付が必要なもの

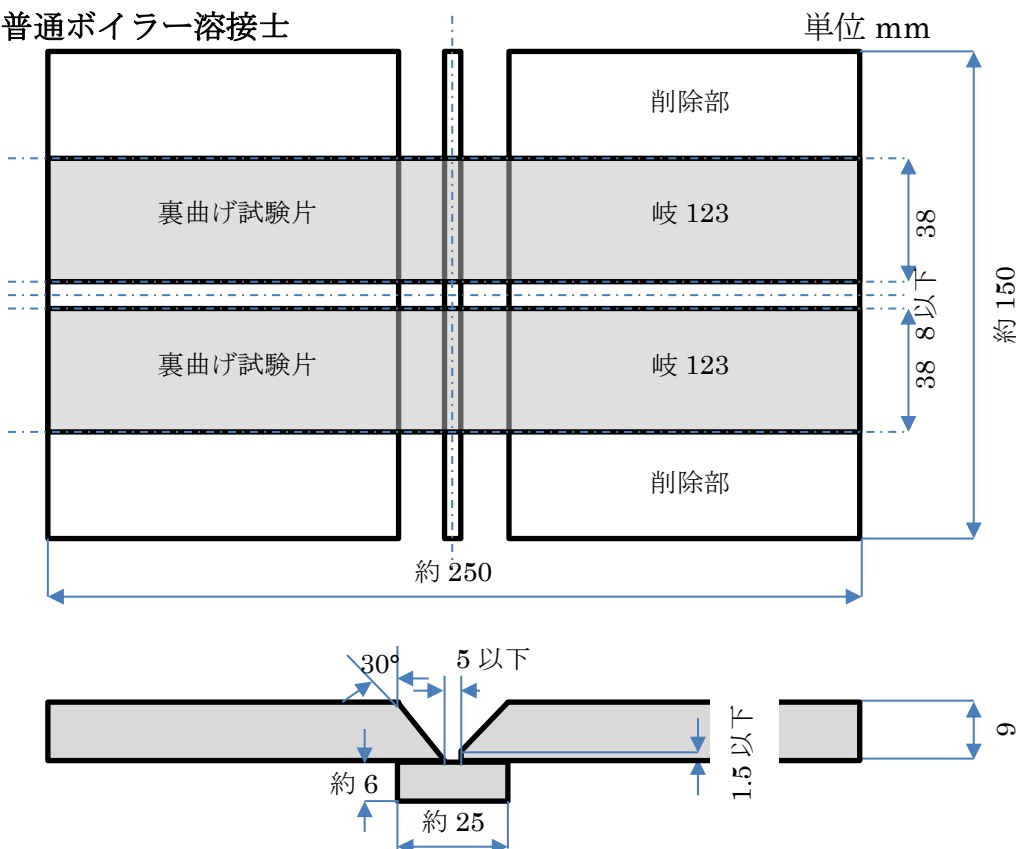
- ①免許更新申請書
- ②収入印紙 1500 円分（令和 6 年 10 月 1 日現在）
- ③写真（寸法は横 24 mm×縦 30 mm）胸から上、脱帽、無背景、申請前 6 か月以内に撮影鮮明で変色の恐れのないもの
- ④新免許証送付用切手 460 円分（令和 6 年 10 月 1 日現在）
- ⑤更新をする免許証（原本）
- ⑥住所を変更した場合は、変更したことを証する書面（住民票の写し等）

試験板の鋼板にあつては、次の各号のいずれかに該当するものです。

- 1 JISG3103-1966（ボイラ用圧延鋼材）に定める鋼板 2 種の規格に適合するものです。
- 2 JISG3106-1970（溶接構造用圧延鋼材）に定める鋼板 1 種の規格に適合するものです。
- 3 JISG3101-1970（一般構造用圧延鋼材）に定める鋼板 2 種の規格に適合するものです。

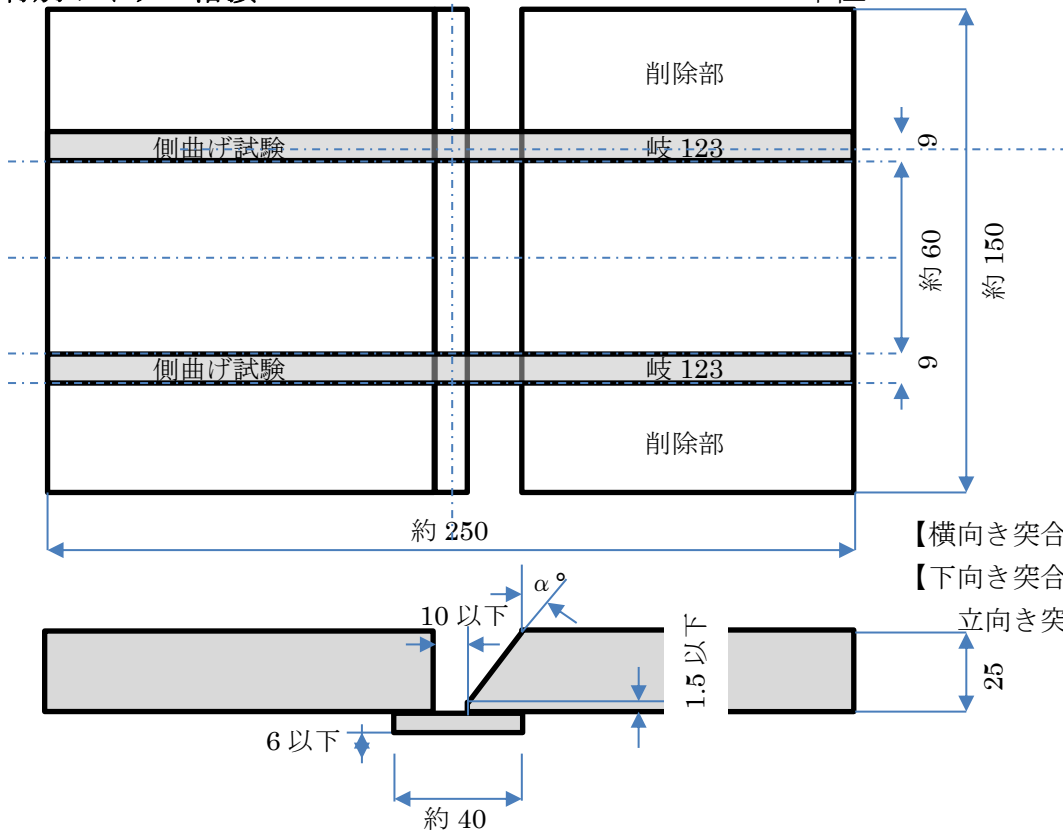
溶接棒にあつては、JISZ3211-1970（軟鋼用被覆アーク溶接棒）に適合する溶接棒のうち、その直径が 3.2mm 以上 6mm 以下のものとします。

普通ボイラー溶接士



特別ボイラー溶接士

単位 mm



岐阜労働局労働基準部健康安全課
 〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3階
 電話 058-245-8103 FAX058-248-2339